

(申し込みする保護者)

年 月 日

特定非営利活動法人あいあい
理事長 大場佳代子 印

様



「託児室あいあい」

新基準単独型 8 時間実施施設

横浜市乳幼児一時預かり事業 利用のしおり（契約書）

(2012 年 7 月開始 2023 年 5 月 23 日改訂版)

(会員登録するお子さま)

会員番号

様

託児室 あいあい

横浜市港北区篠原西町 18-17 T.H ビル 1 階 B 号室 TEL/FAX 045 (402) 3612

当施設は児童福祉法 59 条の 2 に基づき横浜市への設置届出を義務付けられ、横浜市に届出済みの施設です。また、児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に基づく「一時預かり事業」に該当するため国に届出済みです。幼児教育・保育の無償化施設です。

NPO 法人あいあい（運営団体紹介）

2004 年 10 月

病気や障がいの子どもの兄弟・姉妹の思春期までのお友達作りと家族のサポートを目的に設立。

2005 年 10 月

岸根町移転に伴い、すべての子育て中の家族の支援活動開始。

2006 年 11 月

篠原西町に託児室を移し、障がいがある子もない子も一緒に育つ地域づくりを目指す。

2011 年 1 月

横浜市認可外保育施設（保育園以外の保育施設）となる。

2012 年 7 月

横浜市乳幼児一時預かり事業を開始。

『託児室あいあい』

「特定非営利活動法人あいあい」が運営しています。全ての子どもが地域の中で安心してのびのびと育つことを願い「障がいのある子もない子も一緒に育つ幼なじみ作りの託児室」を目指しています。家族のさまざまなニーズに応じながら“母の手がわり”として、子ども一人一人と関わっていきます。

『横浜市乳幼児一時預かり事業』（当施設現状）

横浜市に選定された認可外保育施設が、一時間 300 円で「理由を問わない一時預かり」をして子育てを応援する事を目的にしています。

*対象年齢 横浜市居住の生後 57 日から未就学児（里帰り可）

*利用時間限度 月 120 時間

*開所時間 9 時～17 時 月～金（祝日及び年末年始を除く）

*定員 14 人（同時刻に 20 人までの預かり、8 時間×14 人 112 時間の預かり）

*料金 1 時間 300 円 30 分 150 円 他実費

*減免制度有 児童状況書・個人情報使用同意書を記入

①無料 ひとり親（児童扶養手当証書・児童扶養手当証明書・児童扶養手当認定通知書どれか一つ添付 毎年更新月に再提出）

非課税世帯（非課税証明添付 毎年 6 月更新）

②1 時間 100 円 年収 360 万円未満世帯（課税証明書添付 毎年 6 月更新）

*障害児加配有 児童状況書・個人情報使用同意書を記入

※障害児手帳・障害福祉サービス受給書（どちらかのコピー初回提出のみ）

【協力病院】

お子さんが発病・けがをした時にお連れする病院です。

園医 さくら内科クリニック 石井愛院長

（小児科・呼吸器科・循環器科・内科）

横浜市港北区篠原西町 18-17 T.H ビル 1F A 号室 Tel 045(421)4188

法人アドバイザー さかきばらクリニック 榎原映枝院長

（内科・胃腸科・肛門科・循環器科）

横浜市神奈川区白幡向町 6-29

Tel 045(434)1961

米山歯科クリニック（歯科・小児歯科・矯正歯科）

横浜市港北区篠原西町 18-15 1F

Tel 045(402)7310

ご利用時のお願い

- ①固定電話の登録をお願いします。045(402)3612
通常のご連絡は固定電話から致します。
- ②児童表にご記入の携帯電話へSMS（ショートメール）を送ります。会員番号を記入して返信ください。
一斉の緊急時連絡はSMSで携帯電話へ致します。
- ③HPをご覧ください。<https://ai-ai.yokohama/>
緊急連絡や新規お知らせ・お休みなど掲載しております。

[非常事態発令時について]

＜大規模地震発生の警戒宣言発令時＞ 発令と同時に当施設は、お休みになります。

- ① 託児時間中に発令された場合、お子さんは保護者の方に引き渡すことになります。警戒宣言発令時お迎えをお願いします。
- ② お迎えが遅れる時は、お子さんは当施設、または、避難場所でお預かりしています。

広域避難場所 岸根公園

＜気象庁の警戒発令時＞

8時の時点で暴風警報・大雪警報発令時は、お休みになります。

※原則、お休みですが開所している時があります。電話・HPでご確認下さい。

＜感染症による緊急事態宣言発令時＞

横浜市の通達でお休みまたは人数制限が必要になる時。※HPでご確認下さい。

[休所日]

- ① 土・日・祭日
- ② 年末年始
- ③ その他必要と認めた日

[保険] ＜利用のしおり＞が契約書となります。大切に保管してください。

あいあい、万一の事故に備え総合賠償責任保険に加入しています。あいあいの管理責任事故については、この保険の範囲内で対応いたします。

- | | | | |
|----------|---------|---------|------------|
| ・施設・業務遂行 | 1事故に対して | 対人 2 億円 | 対物 2 億円 |
| ・受託物 | 1事故に対して | 100 万円 | 期間中 100 万円 |

代表からのお願い

小さな約束事や決まりが色々あります。安全にお子様を預かるためには14人という定員があります。少しでも沢山のお母さんが利用出来て笑顔になるために、理由があって決めました。電車の席を詰めたら一人座れた経験ありますか？だから預ける時間は丁度か半です。でも詰められない時もあると思います。電車で立っている人も座れた人も皆が「子育て電車あいあい号」に乗っているお母さんです。

体調が悪い、何となく不安な時は相談してください。他の日をご用意します。感染症なども流行らないようにみなさまに協力していただきながら気を付けて参ります。

[利用料]	1 時間から	1 時間 300 円	30 分 150 円
-------	--------	------------	------------

[利用方法]

1. 単発預かり（利用時 後払い）生後 57 日から

申込み開始：ご利用月の 2 か月前 月 120 時間迄

※ ネットで申し込み下さい。

（電話のお申し込みは、10：00～16：00 に会員番号・お名前・利用日時をご連絡下さい。キャンセル待ちの場合はいつまで待つか、利用可能になった場合のご連絡を差し上げる電話番号もお知らせ下さい。）

支払方法： 単発預かりチケット（300 円×10 枚 150 円×10 枚）

現金

- ①ご利用は 1 時間以上 30 分単位となります。5 分前から入室出来ます。申込時間内にお迎えに来て下さい。延長は、30 分で計算いたします。お釣りのない様にご用意頂けると助かります。
- ②入室と退室は 0 分丁度か 30 分（9：20 ×）でお申し込み下さい。
インターホンの音やドアが開く事は、初めてのお子さまにとってお母さんを思い出すことと、繋がってしまいます。頑張っているお子様の為にご協力下さい。また、防犯の観点から 30 分単位とすることで開錠回数を少なくしています。
- ③申込み時間内での「遅めの預かり早めのお迎え」の場合は申込み時間での料金をご用意下さい。
- ④お迎えが遅れる場合は、連絡を入れて延長して預かりをご利用下さい。時間に合わせて遊びを終了出来る様にしています。お子様にお話ししてまた遊びを展開します。
- ⑤緊急な場合は、いつでもご連絡ください。私達は緊急時に預かる事が大切なことだと思っています。緊急枠を 1 日 2 人空けて有ります。ご自分や家族の病気・介護のための呼び出しなど理由は問いません。

キャンセル規定

3 日前までは無料。ネットでキャンセルできます。

2 日前からは利用料の半額。託児室の時間内に電話でお願いします。

※ お子さまの病気が分かるおくすり手帳・薬袋などをご提示いただく事でキャンセル料が無料となります。（ご連絡がない場合は全額になります。）

次回ご利用時にお支払いください。

【0 歳の毎月お預かり】 3 カ月～11 カ月 120 時間まで 人数制限有

- ① 利用月の前々月までに単発希望予約を規定の申し込み表でお申し込み下さい。
- ② 申し込みが確定した場合は前月 10 日までに料金を前払い下さい。
- ③ 利用日のキャンセルは当月または翌月の他の日にお振替いただきます。
- ④ 1 歳になるとご利用できません。定期的利用 2 コースのどちらかにご変更いただきます。但し回数制は空きがある場合となりますので早めにご連絡下さい。

2. 定期的利用 2つの申し込み方法があります。(前払い月謝制)(定員あり)

(1歳～)(4回以上で申し込み)(120時間まで)

ホームページでお子さまの様子をご利用の翌月からご覧になれます。

☆回数制コース

設定時間

- ①コース：9時開始 13時～17時終了でお選び下さい。
- ②コース：10時開始 14時～17時終了でお選び下さい。
- ③コース：14時開始 16時終了

※ ①～③は、(前後に追加 30分・1時間単位で設定可能)

◎利用月のシフト申し込み時に、必要な日に設定時間前後に単発預かりを追加する、他の利用も併せて申し込みしたいなど必要なご利用を申し込み出来ます。

(料金は月謝と合わせてお支払いください。)

◎ 複数コースお申込みできます。

☆あいあいコース

お申込みは、障がいや病気のお子さまの兄弟・双子など手代わりが必要な方、一人親・非課税世帯・介護・通院・不妊治療など時間が決められない方、その他必要な方。1時間以上 30分単位でのお申込み。

ご利用までの流れ

<ご契約時>

- ① 回数制申込書提出 開始月の2か月前(定員が空いている時は前月まで可)
添付書類：直近の乳幼児健診コピー
提出する書類 病気・予防接種の記録(当施設規定の書類)
- ② 日程表(シフト)提出
- ③ 利用料金納入(前月10日までに支払い可)

<翌月から>

- ① 日程表提出(利用月の前々月末)
利用日の変更は、当月内でお振り替え出来ます。単発利用で定員になっている場合はご希望の日に振替が出来ない時もありますのでご了承ください。
- ② 利用料納入(前月10日)(月謝袋に入れて下さい。)
月謝納入日は受入れ時に月謝納入をお知らせください。
納入金額を確認の上、お預かりさせていただきます。
※ ご兄弟のご利用もシフト表でお申し込みできます。

退会について

前月20日までのご連絡で月謝は全額返金致します。その後21日からはキャンセル料となり返金はありません。電話・連絡ノートに記入してご連絡ください。

〔持ち物〕

全ての持ち物には、名前を付けてください。(お弁当箱・水筒・くつ・靴下・スタイなど)

- 1) 着替え(換気のため窓が常時あいています。体温調整のため上着をお持ちください。)
- 2) 乳幼児は、オムツ・オムツを入れるビニール袋・おしり拭き
- 3) 昼寝用バスタオル2枚(敷・掛け用)(手洗いはペーパータオルを使用します。)
- 4) 飲み物(水分補給は適宜致しますので必ずご用意下さい。)
ウォータースタンド(ミルク用)があります。不足する時は補充いたします。最初は水筒に水分を入れてお持ちください。→ 飛沫感染予防のためダイレクトボトルやマグマグを推奨
- 5) お弁当を食べるお子さんはスプーンなどをご用意ください。11:30から12:00が昼食です。その時間のご利用にはお弁当と飲み物(ジュース・牛乳は不可)が必要です。お弁当は巾着袋に入れてお持ちになって下さい。ピック類は割れたり飲み込んだりすると危険ですのでご利用をお控え下さい。事故防止のため口に入るおかずで丸いもの、プチトマト、ぶどうなどは切り込みまたは半分にしてください。お弁当は手作りでなくても大丈夫です。買っている場合はお皿等を入れてあげると良いでしょう。アレルギーがあると心配ですので初めての食材は入れないようにお願いします。離乳食はご希望を聞きながら11時から適宜食べます。
- 6) おやつは15:00から15:30です。
- 7) 乳児のお子さんはミルク・哺乳瓶(煮沸消毒はできませんので回数分お持ち下さい)、離乳食などをお持ち下さい。

〔その他〕

① 体調について

- ・発熱・下痢・嘔吐など体調が悪い場合はお休みください。保育施設の法律で投薬などは、できません。託児中に具合が悪くなった時はご連絡いたします。保護者確認のもとで園医に連れていくなどの処置を致します。また、お迎えに来て頂くこともあります。連絡が付かない場合はあいあいにて判断致します。
- ・手やおしりなどの保護のためにワセリンなどの市販のお薬は塗ることが出来ます。必要な時はお申し出ください。
- ・感染症に掛かった後は掛かり付け医を受診後、利用が認められてからご利用下さい。(診断を受けてお休みする場合は必ず連絡をお願いします。「あいあい」では感染症の他にもお休みしてもキャンセル扱いにしない病気にとびひ・しらみを加えます。(インフルエンザ 百日咳 麻疹 おたふくかぜ 風疹 みずぼうそう プール熱 結核 結膜炎 とびひしらみ) 当施設は「学校保健安全施行規則」により判断させていただいております。※**インフルエンザ・コロナ**は出席停止期間早見表がネット検索出来ます。1週間のお休みとなります。1週間目のご利用は医師の意見書が必要です。
(ご連絡頂いた日に、発病日・症状などをお聞かせいたします。病院に行かれた場合は、病名をお知らせください。併せて完治した場合はご連絡頂きますようお願いいたします。)
- ・上記以外の感染症は横浜市の感染症ガイドラインにそって保育させていただきます。

② 送迎(車・自転車まで)

障がいや病児の家族などで車や自転車への送り迎えが必要な時は、ご遠慮なくお申し出下さい。託児室前についた時にお電話いただけたらお迎えにまいります。

ホームページについて

ホームページの会員限定画面に定期的に利用されているお子さまの写真を掲載しています。

登録時に全ての会員の皆様に写真撮影の許可を確認しております。許可されているお子さまの写真を掲載しておりますが、PW を掛けて管理し定期的利用者のみが閲覧できるように非公開にしております。ご了承くださいますようよろしくお願い致します。

「NPO法人あいあい個人情報管理マニュアル」

NPO法人あいあいでは、個人情報は最小限に留とどめ、第3者への提供はせず、管理責任者のもとで、保管場所にて施錠し、適正に個人情報を管理します。苦情窓口は管理者とします。FAXの送信時は個人情報を消し、了解後送信します。

- ①個人情報項目 名前 住所 電話番号 メールアドレス
 生年月日 家族構成 療育機関名
- ②個人情報保護管理者 副理事長とする。
- ③保管場所 鍵は2つとし理事長と副理事長が必ず施錠し管理する。
- ④個人情報の利用 法人の活動の範囲内でのみ利用する。
- ⑤個人情報の開示 個人情報は、原則としてご本人に限り、開示・訂正・
 削除を求めることが出来ます。
- ⑥個人情報の第3者への提供 本人の承諾無しに、登録された個人情報を第三者に提供しません。
 (但し、個人情報保護法その他の法令により認められている場合を除きま

【お問い合わせや苦情の窓口】 大場佳代子 連絡先 Tel 045(402)3612

設置者 名称 特定非営利活動法人あいあい

 住所 横浜市港北区篠原西町 18-17 T.H ビル 1 階 B 号室

施設管理者 氏名 大場佳代子

 住所 横浜市港北区仲手原 1-9-11 ダイアパレス妙蓮寺第 2 A-302

参考

保育所は児童福祉施設ではありますが、子どもの健康診断及び保健的対応については学校 保健安全法に準拠して行われています。

表 1：学校保健安全法施行規則第 18 条における感染症の種類について (2023(令和 5)年 5 月現在)

感染症名 第一種の 感染症 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸 器症候群 (SARS コロナウイルス)、中東呼吸器症候群 (MERS コロナウィ ルス) 及び特定鳥インフルエンザ 第二種の 感染症 インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)、百日咳、麻しん、流 行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染 症、結核及び侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎) 第三種の 感染症 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフ ス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

会員番号

児童票(託児室あいあい入会申し込み書)

入会日	年 月 日		性別	男 ・ 女	
ふりがな			生年 月日	年 月 日	
児童名					
現住所	〒				
携帯番号			電話番号		
家族構成本 人は除く	続柄	氏名		ふりがな	兄弟は生年月日
アレルギー	アレルギー			食事一緒	机個別
既往症				掛かりつけ医	
写真(HP)	ホームページに掲載を了承します		掲載は出来ません		
	ご署名		ご署名		

あいあい使用欄

①手帳	サービス 受領書
②一人親	
③非課税	減額
④その他	

あいあいコース

--

(2012年7月開始 2023年4月改正版)

横浜市乳幼児一時預かり事業 障害のあるお子様の受け入れについて

※お子様の障害の等級に応じて、対応する保育者の人数が異なります。

【制度の対象】

【手続き方法】

- ・施設の利用者登録時に、児童状況書を提出してください。
 - ・利用者登録以降でも、児童状況書の提出は可能です。
- ※いずれの場合も、提出資料として手帳の写しが必要となります。

【留意事項、その他】

- ・申出の際には、お子様の日頃のご様子等について、お話を伺います。安全に保育を実施するためですので、ご理解いただき、施設へご相談ください。
- ・施設では、制度に基づく保育者の増員を行った場合においても、安全に保育を実施することが難しいと判断する場合には、お子様の預かりをお断りする場合があります。
- ・申出にあたり、提出いただいた書類や情報については、こども青少年局子育て支援課に提出します。個人情報保護法及び条例の規定に基づき適正に管理し、本事業の目的以外においては使用しません。
- ・制度の対象となるのは、児童状況書を提出いただいた日以降となります。
- ・手帳交付申請中の方は、手帳交付を受けてから児童状況書を提出してください。

【提出書類】

- ・児童状況書
- ・手帳のコピー お名前がわかるページ
お子様の等級区分が確認出来るページ
- ・障害福祉サービス受給者証コピー

身体障害者手帳による区分表

	障害種別	区 分		
		③	②	①
0 ・ 1 ・ 2 歳 児 ク ラ ス	肢 体		1・2級	3・4・5・6・7級
	視 覚		1・2級	3・4・5・6級
	聴 覚			2・3・4・5・6級
	音声・言語			3・4級
	内 部			1・2・3・4級
3 ・ 4 ・ 5 歳 児 ク ラ ス	肢 体	1・2級	3・4級	5・6・7級
	視 覚	1・2級	3・4級	5・6級
	聴 覚			2・3・4・5・6級
	音声・言語			3・4級
	内部			1・2・3・4級

(愛の手帳(療育手帳)による区分表)

③	②	①
A 1、A 2	B 1	B 2

(精神障害者保健福祉手帳による区分表)

手帳所持	①
------	---

特定非営利活動法人あいあい

理事長 大場 佳代子

TEL/FAX 045-402-3612 横浜市港北区篠原西町 18-17 T.H ビル 1階 B 号室

提出先施設名：託児室あいあい

児 童 状 況 書 兼 同 意 書

児童名		生年月日	
手帳の種類 (該当するものに○をつけ、写しを添付)		身体障害者手帳	
		愛の手帳（療育手帳）	
		精神障害者保健福祉手帳	
		障害福祉サービス受給者証又は障害児通所受給者証	

(保護者確認)

以下について同意します。（チェックを入れてください）

☐ 事業者が本児童状況書兼同意書及び添付資料の写しを横浜市へ提出すること

☐ 必要に応じ、お子様について把握した情報を関係機関（横浜市地域療育センター、医療機関、区役所等）へ情報提供すること

年 月 日 保護者氏名（自署）

本申出に基づき、事業者及び横浜市が知り得た個人情報については、横浜市一時預かりWEB予約システムに登録し、面談申込等、利用登録された施設間で共有します。また、個人情報保護法及び横浜市個人情報の保護に関する条例により、適切に管理し、本事業の目的以外で利用しません。

<施設記載欄>

会員番号 ()